

(別記1)

## かんしょ重要病害虫対策整備事業

### 第1 事業の内容

#### 1 事業の内容

本事業は、サツマイモ基腐病等の重要病害虫対策のため、健全な苗及び種いもを供給することを目的に、施設の新設や既存施設等の改修に必要な経費を助成する。

なお、本事業の対象となる重要病害虫は、かんしょ生産に重大な被害を及ぼすことが懸念されるサツマイモ基腐病及びこれに準ずる影響を及ぼす病害虫として農産局長が別に定めるものとする。

#### 2 補助率

本事業の補助率は1/2以内とする。

### 第2 応募要件

1 本事業の公募に応募できる者は、かんしょの生産振興の取組を行う次に掲げるものとする。

(1) 生産者の組織する団体

(2) 農業協同組合連合会

(3) 農業協同組合

(4) かんしょでん粉製造事業者

(5) 協議会（でん粉原料用かんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体をいう。）

(6) かんしょでん粉製造事業者の組織する団体

(7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）

(8) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

(9) 特定農業法人及び特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。）

(10) かんしょ加工品製造事業者

2 本事業の事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。

3 1の(1)及び(6)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがある団体とする。

4 1の(5)の者が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、農業協同組合、地方公共団体等のかんしょの生産振興に係る関係者により組織される団体であって、代表者、組織及び運営について規約の定めがあるものとする。

5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

### 第3 採択要件等

#### 1 成果目標

成果目標は、次に掲げる目標から1つ以上設定することとする。

- (1) 重要病害虫が発生したほ場の10a当たり収量を10%以上増加
- (2) 重要病害虫が発生したほ場面積の割合を10%以上削減

#### 2 目標年度

目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

#### 3 事業の対象地域

事業実施地区は、でん粉原料用かんしょに係る指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第33条第1項の指定地域をいう。以下同じ。）の区域内とする。

#### 4 事業実施計画の採択要件

- (1) 取組の内容が、1の成果目標に沿っていること。
- (2) 取組の内容が本事業の趣旨に合致したものであること。
- (3) 整備を予定している設備が、1の成果目標の達成に直結するものであること。

### 第4 助成

補助対象施設の基準等は、次のとおりとする。

#### 1 補助対象経費

- (1) 補助対象経費は、以下の苗及び種いもの供給等に係る設備のうち、重要病害虫の対策に向けた施設の新設や既存施設の改修等のために必要な経費を助成とする。

##### ア 種子種苗生産供給施設

組織培養（ウイルスフリー苗を含む。）、苗・種いも生産、種いも保管・貯蔵等に係る設備及び機器

##### イ 病害虫まん延防止施設

種いも消毒等に係る設備及び機器

- (2) 補助対象事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」及び「過大積算等の不当事態の防止について」によるものとする。

- (3) 補助の対象となる施設等は原則として、新品又は新築によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築又は併設、合体施行又は直営施行、古品又は古材の利用等を推進するものとする。

なお、この場合の古品及び古材については、新資材との一体的な施行及び利用管理を行う上での不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

#### 2 次に掲げる経費は、本事業の対象としない。

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又

は既に終了しているもの。

- (2) 既存施設等の代替として同種・同能力のものを再度導入（いわゆる更新）するための経費。
- (3) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃貸に要する経費又は補償費。
- (4) 施設用地の整備や改良の整備のための経費。
- (5) 本対策の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費。
- (6) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）。

## 第5 事業の実施手続等

### 1 事業実施計画書の作成

本事業における事業実施計画書の作成は、様式5により行うものとする。

### 2 費用対効果分析の算定

本事業における費用対効果については、別記1-1「かんしょ重要病害虫対策整備事業に係る費用対効果分析の実施手法」により算出し、事業実施計画書と併せて地方農政局等の長に提出するものとする。

- 3 上記に定めるほか、「強い農業づくり・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプにおける費用対効果分析の実施について」を準用して定量的に費用対効果分析を行い、本事業により整備する設備等による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれるよう留意するものとする。